

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和3年8月26日(2021.8.26)

【公開番号】特開2020-15204(P2020-15204A)

【公開日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-004

【出願番号】特願2018-138911(P2018-138911)

【国際特許分類】

B 4 1 J 29/00 (2006.01)

G 0 3 G 15/00 (2006.01)

G 0 3 G 21/16 (2006.01)

H 0 4 N 1/00 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 29/00 C

G 0 3 G 15/00 6 8 0

G 0 3 G 21/16 1 4 7

H 0 4 N 1/00 5 1 9

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月16日(2021.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の枠体と、

装置本体の前後方向と上下方向に直交する方向において、前記第1の枠体と対向して配置される第2の枠体と、

前記第1の枠体に連結され、装置本体の後方に実装面が向くように第1の電子基板を支持する第1支持部と、

前記直交する方向において前記第1支持部と隣接して配置され、装置本体の後方に実装面が向くように第2の電子基板を支持する第2支持部であって、前記第1支持部と前記第2の枠体にそれぞれ連結される第2支持部と、

前記第1の枠体に連結され、前記第1の電子基板の少なくとも一部を装置本体の後方から覆う第1カバー部と、

前記直交する方向において前記第1カバー部と隣接して配置され、前記第2の電子基板の少なくとも一部を装置本体の後方から覆う第2カバー部であって、前記第1カバー部と前記第2の枠体にそれぞれ連結される第2カバー部と、

第3の電子基板を支持する第3支持部であって、前記第1カバー部と前記第2カバー部との連結部を装置本体の後方から覆うように配置され、前記直交する方向において前記連結部よりも前記第1の枠体側の位置において前記第1カバー部に連結され、前記連結部よりも前記第2の枠体側の位置において前記第2カバー部に連結される第3支持部と、

を有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記第1支持部と前記第1カバー部は一体成形されていることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記第2支持部と前記第2カバー部は一体成形されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記第1支持部及び前記第2支持部よりも装置本体の前方に配置され、前記第1の枠体と前記第2の枠体に連結された第3の枠体と、

装置本体の前後方向において前記第1支持部及び前記第2支持部と前記第3の枠体との間の位置に配置され、前記第3の枠体に連結され、画像を形成する画像形成部を駆動させる駆動ユニットと、

をさらに有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を達成するための本発明に係る画像形成装置の代表的な構成は、第1の枠体と、装置本体の前後方向と上下方向に直交する方向において、前記第1の枠体と対向して配置される第2の枠体と、前記第1の枠体に連結され、装置本体の後方に実装面が向くように第1の電子基板を支持する第1支持部と、前記直交する方向において前記第1支持部と隣接して配置され、装置本体の後方に実装面が向くように第2の電子基板を支持する第2支持部であって、前記第1支持部と前記第2の枠体にそれぞれ連結される第2支持部と、前記第1の枠体に連結され、前記第1の電子基板の少なくとも一部を装置本体の後方から覆う第1カバー部と、前記直交する方向において前記第1カバー部と隣接して配置され、前記第2の電子基板の少なくとも一部を装置本体の後方から覆う第2カバー部であって、前記第1カバー部と前記第2の枠体にそれぞれ連結される第2カバー部と、第3の電子基板を支持する第3支持部であって、前記第1カバー部と前記第2カバー部との連結部を装置本体の後方から覆うように配置され、前記直交する方向において前記連結部よりも前記第1の枠体側の位置において前記第1カバー部に連結され、前記連結部よりも前記第2の枠体側の位置において前記第2カバー部に連結される第3支持部と、を有することを特徴とする。